

愛知県立豊橋聾学校給食調理等業務委託 公募型企画提案募集要領

1 趣旨

学校給食調理等業務を民間事業者に委託するにあたり、民間事業者の技術力や専門性を活用するとともに学校給食調理等業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により委託事業者を決定するものである。

2 委託業務の内容等

- (1) 業務名
愛知県立豊橋聾学校給食調理等業務
- (2) 契約期間
令和7年8月11日から令和10年8月10日まで
- (3) 委託業務の内容
別添1「愛知県立豊橋聾学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託金額
金76,220,676円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。
- (5) 契約保証金
愛知県財務規則第129条の2により契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3の規定に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

3 企画提案参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当しない者であること。
- (2) 企画提案書提出期限において、愛知県競争入札参加資格者名簿（令和6・7年度）の大分類「3. 役務の提供等」のうち中分類「05. 給食」のうち小分類「01. 病院給食」又は「02. 学校給食（調理員派遣）」に登録されている者であること。
- (3) 企画提案書提出期限において、愛知県からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 当企画提案募集の開始日から企画提案書提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 愛知県内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (6) 金融機関の取引が停止されているなど、経営不振の状況にないこと。

4 企画提案への参加申込及び辞退

企画提案の参加を希望する事業者は、様式1「企画提案参加申出書」に必要事項を記入し提出すること。なお、参加申出書の提出後に企画提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに様式2「辞退届」を提出すること。

- (1) 企画提案参加申出書の提出受付期間
令和7年6月4日（水）午前9時から令和7年6月20日（金）午後1時まで
（閉庁日を除く午前9時から午後4時まで。ただし、令和7年6月20日（金）は午後1時まで）
- (2) 提出先
愛知県立豊橋聾学校 （担当 久保田）
〒441-8141 豊橋市草間町字平東100番地
電話 0532-45-2049
- (3) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送等により提出すること。なお、郵送等の場合は提出期限必着とする。

(4) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果については、令和7年6月24日（火）を目処に、企画提案参加申出書を提出した全ての事業者に対し書面で通知する。

5 企画提案に関する説明会の開催

(1) 開催日時

令和7年6月13日（金）午後1時から

(2) 場所

愛知県立豊橋豊学校 会議室

(3) その他

説明会の出席は1事業者2名以内とし、令和7年6月11日（水）午後1時までに事業者名及び出席者名を電子メール又はFAXにて連絡すること。

なお、給食室及び寄宿舍厨房内に入り見学を希望される場合は、下記項目の検便検査結果を当日提出すること。

・検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157

6 本委託業務及び企画提案に関する質問

(1) 受付期間

令和7年6月4日（水）午前9時から令和7年6月16日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

様式3「質問書」の形式で作成し、電子メール又はFAXにて送付すること。

(3) 提出先

アドレス toyohashi-ro@pref.aichi.lg.jp

FAX 0532-47-7545

(4) 質問に対する回答方法

受け付けた質問に対する回答を取りまとめた上で、令和7年6月18日（水）を目処に全ての企画提案参加事業者に対して電子メール又はFAXにより通知する。

(5) その他

受付期間経過後の質問、参加資格を有しない事業者からの質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

7 企画提案書の作成内容等

企画提案書は、1事業者1提案とし、別添2「愛知県立豊橋豊学校給食調理等業務委託の企画提案に関する評価項目」の評価要素に基づいて作成する。また、企画提案書に添えて「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」及び必要に応じて添付書類を下記により提出すること。

(1) 企画提案書の形式

A4（縦横を問わない）、横書きとし、図、表、その他必要と思われる資料を添付すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本11部とする。

(3) 提出先

4(2)に同じ。

(4) 提出方法

4(3)に同じ。ただし、郵送等の場合は提出期限必着とし、提出期限に到着しない場合は失格とする。

(5) 企画提案書の提出受付期間

令和7年6月27日（金）午前9時から令和7年7月4日（金）午後3時まで

(閉庁日を除く午前9時から午後4時まで。ただし、令和7年7月4日(金)は午後3時まで)

(6) その他

提出後の企画提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

8 企画提案の審査・選考

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補事業者を選考するため、「愛知県立豊橋豊学校給食調理等業務委託企画提案選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。

審査は、提出された企画提案書による書面審査及び選定委員会における事業者からの説明(プレゼンテーション及びヒアリング、以下「面接審査」という。)に基づき実施する。

なお、応募状況により、書面審査を実施した上で面接審査の実施対象事業者を選定する場合がある。

選定委員会において、別添2「愛知県立豊橋豊学校給食調理等業務委託の企画提案に関する評価項目」により委員毎に採点を行い、最優秀企画提案及び次点企画提案を選定する。企画提案を提出した事業者が1事業者のみの場合は、最優秀企画提案として選定するかについて審査する。

面接審査の実施は、令和7年7月15日(火)とし、実施方法等の詳細については、別途通知する。

9 審査結果等の通知

審査終了後、速やかに全ての企画提案参加事業者に対し書面で審査結果を通知する。

なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、選定委員会は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

10 契約

(1) 本件企画競争による委託事業者の選定については、最優秀企画提案に選定された事業者と協議、調整を行い、協議等が整った上で随意契約を締結する。

なお、最優秀企画提案の事業者との協議等が整わない場合は、次点企画提案の事業者と改めて協議を行うこととする。

(2) 当該委託契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、令和8年度以降において当該委託契約に係る歳出予算の減額及び削除があった場合には、当該委託契約を解除することができるものとする。

11 その他

(1) 守秘義務

本件において、学校から提供を受けた文書及び知り得た情報については、本企画提案以外の目的に使用してはならない。

(2) 経費の負担

本企画提案に係る一切の費用は、企画提案参加事業者の負担とする。

(3) 提出書類

本企画提案に際し提出された書類は、返却しないものとする。

なお、提出された書類は、最優秀企画提案の選定の用途以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は別途協議する。

(4) 失格

以下の項目に該当した企画提案参加事業者は、失格とし、その旨を書面で通知するものとする。

ア 虚偽の記載や、他の企画提案参加事業者の妨害、他人の提案の代理をするなどの不正行為があったと認められたとき。

イ 指定された面接審査の日時に出席しないとき。

(5) 契約書について

契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。